

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札保証金の額及び利子)</p> <p>第17条 地公令第21条の15の規定による入札保証金の額は、当該入札金額の100分の5以上に相当する額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(随意契約の範囲)</p> <p>第27条 地公令第21条の14第1項第1号の規定に基づき、売買、貸借、請負その他の契約で随意契約によることができるものは、その予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額の範囲内のものとする。</p> <p>(特定随意契約に係る手続の特例)</p> <p>第27条の2 管理者は、地公令第21条の14第1項第3号及び第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が第27条に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(入札保証金の額及び利子)</p> <p>第17条 地公令第21条の14の規定による入札保証金の額は、当該入札金額の100分の5以上に相当する額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(随意契約の範囲)</p> <p>第27条 地公令第21条の13第1項第1号の規定に基づき、売買、貸借、請負その他の契約で随意契約によることができるものは、その予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額の範囲内のものとする。</p> <p>(特定随意契約に係る手続の特例)</p> <p>第27条の2 管理者は、地公令第21条の13第1項第3号及び第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が第27条に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>(随意契約の相手方)</p> <p>第27条の3 (略)</p> <p>(1) 地公令<u>第21条の14</u>第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(契約保証金の額及び利子)</p> <p>第34条 地公令<u>第21条の15</u>の規定による契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上に相当する額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(随意契約の相手方)</p> <p>第27条の3 (略)</p> <p>(1) 地公令<u>第21条の13</u>第1項第1号の規定により、予定価格が10,000円以下の物品を購入する契約（当該物品を納入する前に代金を支払うことを約する契約を除く。）を締結するとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(契約保証金の額及び利子)</p> <p>第34条 地公令<u>第21条の14</u>の規定による契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上に相当する額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)